

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」改定に向けての課題の総括

< 背景 > 参考資料3-3

①国の動向および社会潮流等

【国における取組】

- 平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行
- 少子化危機突破のための緊急対策
「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」
- 「次世代育成支援対策推進法」の延長
雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業者のうち、特に次世代育成支援対策の実施が優良なものについて、新たな特例認定制度を創設。実施状況の公表
- 平成23年8月「障害者基本法」改正
- 平成24年4月「児童福祉法」改正
「障がい児」の定義に「精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）」含まれた。
- 平成25年9月「いじめ防止対策推進法」施行
- 平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進
- 平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行予定

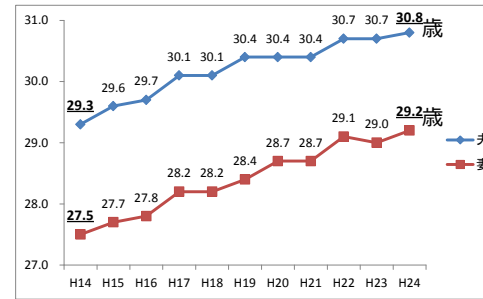
【社会潮流など】

- 人口減少や少子・超高齢社会の進行、晩婚化 ・晩産化の傾向
- ひとり親世帯での貧困率 50.8%
(2010年OECD加盟34カ国中33位)
- 待機児童解消加速化プラン、宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画
⇒平成29年度までに待機児童解消
- 生活保護世帯の高校進学率(平成24年3月)

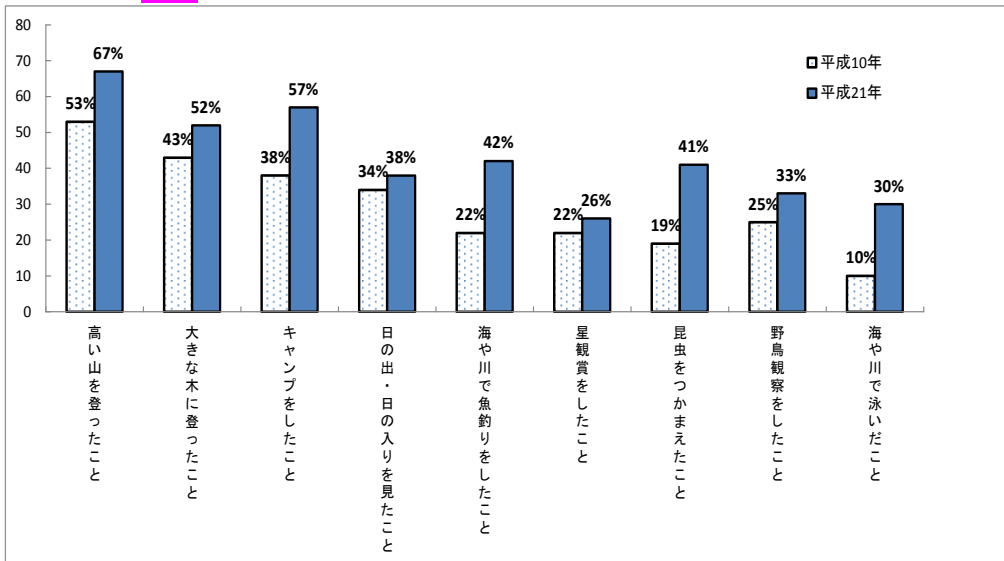
全国(全世帯)	98.3%
全国生活保護受給世帯	89.6%
本市保護受給世帯	81.3%

- 青少年期において、「社会を生き抜く力」の養成や規律意識・道徳心の育成、学力への好影響などに繋がる子どもの成長に必要な様々な「直接体験活動」が減少

【図1】：平均初婚年齢の推移



【図2】：自然体験について「ほとんどしたことがない」割合



②本市の子ども・子育てを取り巻く現状

■本市の出生数の推移

わずかな増減を繰り返しながら、全体としては横ばい傾向。
H22からは5,000人を下回り推移。

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24
出生数(人)	5,001	5,004	5,129	4,918	4,731	4,886

■15～49歳の女性人口の推移

◆15～49歳の女性人口の推移

合計特殊出生率の算出の基となる15～49歳の女性の人口は減少傾向。
よって、出生数減少の見込み。

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
15～49歳の女性の人口	110,685	110,552	110,038	109,523	109,113	108,708	108,777

◆20～39歳の若年女性人口の推移

全国のH24の合計特殊出生率のうち95%が20～39歳の女性によるものであるため、その年台に着目した調査によると、本市の若年女性人口は減少し続ける見込み

年	H22	H52(30年後)
20～39歳の女性の人口	66,063	45,641 (-30.9%)

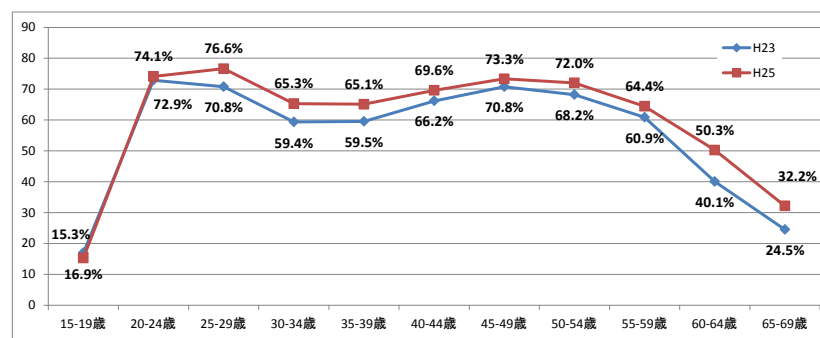
■本市における核家族世帯の増加

H7：97,456世帯⇒H22：114,460世帯(+17,004世帯, 17.4%)

■本市における15歳以上の女性の年齢別就業状況は「M字カーブ」

15～19歳では通学のため就業者数が少なく、20～24歳で急増し29歳までがピーク。30歳台に「出産・育児等」が要因で減少し、子育てが一段落した後の45～49歳で再びピークを迎えるという「M字カーブ」の傾向

【図3】：女性の年齢別就業状況



③ 現行計画の取組状況

資料2-2

【計画全体の指標】

- 本市の合計特殊出生率
H19(計画策定時)：1.43
⇒ H24：1.55【目標値(H29)1.75】

■基本目標Ⅰ

次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

◇市民意識調査の満足度

児童健全育成環境の充実

〔目標値(H26)30.0%〕

H21(基準値)19.0%

⇒ H25現状値 28.5% ↑

青少年の社会的自立の促進

〔目標値(H26)37.0%〕

H21(基準値)26.1%

⇒ H25現状値 22.8% ↓

◇成果指標

青少年の総合相談や関係機関との連携により就労に結びついた人数

〔目標値(H26)30人〕

H20(基準値)8人

⇒ H25現状値 11人 ↑

■基本目標Ⅱ

妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

◇市民意識調査の満足度

子育て支援の充実

〔目標値(H26)37.0%〕

H21(基準値)25.2%

⇒ H25現状値 26.1% ↑

◇成果指標

育児休業の取得率

〔目標値(H26)男性7.0%、女性100.0%〕

H21(基準値)男性4.4%、女性83.3%

⇒ H24現状値 男性4.8%、女性102.8% ↑

待機児童数(4月1日現在)

〔目標値(H24)0人〕

H21(基準値)33人

⇒ H25現状値 0人 ↑

■基本目標Ⅲ

地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現

◇市民意識調査の満足度

家庭・地域の教育力の向上(学校・家庭教育支援の充実)

〔目標値(H26)38.0%〕

H21(基準値)25.9%

⇒ H25現状値 31.0% ↑

子どもへの虐待防止対策の強化

〔目標値(H26)26.0%〕

H21(基準値)14.5%

⇒ H25現状値 17.4% ↑

非行・問題行動の未然防止

〔目標値(H26)32.0%〕

H21(基準値)19.8%

⇒ H25現状値 24.6% ↑

◇成果指標

児童虐待発生件数

〔目標値(H26)0件〕

H20(基準値)82件

⇒ H25現状値 80件 ↑

④ 現行計画の取組からの問題

資料2-2

■基本施策1 たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します

- ・少子化がさらに進行し、人との関わりが希薄化する中、身近な地域において様々な体験や活動の場を提供することがますます重要
- ・すべての子どもが学校教育における基礎的な学力を身につけることが必要
- ・ニートやひきこもりなど自立に困難を抱える若者の就労に結びつくことが困難

■基本施策2 子どもの心や体の健康づくりを支援します

- ・家庭・地域での養育力が低下
- ・様々な悩みや不安を抱える青少年を支援する必要

■基本施策3 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します

- ・障がいや疾病を早期に発見し、適切な支援につなげることが重要
- ・障がい児が身近な地域で充実した生活が送れることが重要
- ・障がい児の家族が安心して子育てができることが重要

■基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を支援します

- ・子育て支援の充実が十分であると感じる市民の割合は横ばい状況
- ・より多くの事業者のワーク・ライフ・バランスに対する重要性の理解が必要
- ・依然として低い父親の育児休業取得率への取組が必要

■基本施策5 保育サービスを充実します

- ・待機児童が年度途中には発生している状況や共働き世帯が増加している社会状況において、子どもが健康で安全に生活できる保育所等の保育ニーズは今後も伸びることが予想
- ・保護者の多様なニーズへの対応が必要

■基本施策6 妊娠・出産の支援体制を充実します

- ・安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが重要
- ・母体の心身の健康に大きく影響を与える望まない妊娠を避ける必要
- ・子どもを望み、不妊に悩む夫婦の支援が必要

■基本施策7 ひとり親家庭等の自立を支援します

- ・子育てと就労を一人で担うひとり親家庭は、経済的にも生活面においても、依然としてより厳しい状況

■基本施策8 家庭や地域における子育てを支援します

- ・子ども・子育て支援新制度に対応するため、きめ細かな子育てに関する相談・支援・情報提供を行う必要
- ・青少年の健全育成には、地域社会全体で青少年を育成する環境が重要
- ・安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育ての相談支援体制の充実とより効果的な情報の発信が必要
- ・家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり、人間力を養うための重要な場であり、家庭における親子のふれあいや絆を深めることが必要
- ・児童虐待やいじめなどの問題が依然として存在

■基本施策9 子育てにおける安全安心の環境を整えます

- ・子育て中の親子が外出しやすい環境づくりが必要
- ・子どもや子育て家庭が、不安や危険を感じずに安心して暮らせる環境が重要

⑤ プランの改定に係る市民ニーズ等（基本施策ごとに結果を分類）

参考資料3-4, 3-5

- ・小学生の放課後の居場所 **子どもの家・留守家庭児童会の就学前児童の保護者の利用希望 低学年 約45%、高学年 約30%**
- ・母親の就労希望時期：一番小さい子どもが「小学生になったとき」「小学校中学年になったとき」が多い。
- ・小学生の保護者の「身近な地域で子どもに工作や遊びなど様々な体験をさせてくれる場」を望む割合は高い。
- ・青少年の「自由な時間に気軽に集まれ、自由に遊んだり活動できる居場所」の希望 15～29歳の約6割、15～17歳の約7割 居場所における過ごし方「友達とおしゃべりしたり、くつろいだりしたい」約8割

- ・「やりがいのある仕事をがんばるのは大事である」と考える青少年は約6割
- ・一方、「やりたいことが見つかるまで就職しない」、「収入が少なくても働く時間が短い職場がよい」の回答がある。
- ・日本の社会において「学歴によって収入や仕事に格差があること」が問題であると考えている青少年が約45%。年台が高くなるにつれ割合が増加し**27～29歳で約55%**
- ・18歳以上で結婚していない理由「収入が少ない」が約15%
- ・約9割の青少年が、様々な悩みや不安を抱えている。
- ・一人では解決できない悩みや心配事を誰かに相談している青少年は約7割。一方、平成20年の調査結果と比較すると、18歳以上の青年において、「相談したかったが相談できる人がいなかった」割合が増加傾向。特に、**27歳以上においては、約1割**いる。

- ・子育てに関して**不安感や負担感**を感じる人が約5割
- ・平成20年度の調査結果との比較では、「非常に不安や負担を感じる」の割合が減少、「不安や負担を何となく感じる」割合が増加
- ・**子どもの数の理想は3人、予定は2人**
- ・子育ての悩みは、就学前児童・小学生の保護者とも、「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が高い。
- ・他に、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達」、「食事や栄養」に関することの割合が高い。

- ・未成年で「酒を飲んだりタバコを吸ったことがある」は約3%
- ・約9割の青少年が、様々な悩みや不安を抱えている。割合の高いものは、進路・将来、勉強・成績、仕事のことだが、「異性のこと」(約10%)や「健康や身体のこと」(約16%)
- ・小学生、中学生の9割以上が「運動することは大切だと思う」が、「自分から進んで運動するようにしている」割合は、小学生約7割、中学生約6割
- ・超高齢化社会への対応（青少年期からの健康長寿のための教育）

- ・障がい児の状況
- ・**身体障がい者手帳・精神障がい者手帳を所持する子どもの数は、ほぼ横ばい**（身体H21：343人、H25：346人、精神H21：14人、H25：16人）
- ・療育手帳を所持する子どもの数は、**増加傾向**（療育H21：693人、H25：848人）
- ・特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合は、ほぼ一定（H19：6%、H25：6.2%）
- ・**特別支援学級在籍児童数は、増加傾向**（H21：581人、H26：642人）

- ・放課後・長期休業時の支援の状況
- ・特別支援学校に通う障がい児の放課後や長期休暇中の日中の活動の場である「日中一時支援(放課後支援型)事業」の実施箇所や利用者数は、**増加傾向**（利用延べ人数 H21：14,454人、H24：17,874人）
- ・発達支援児保育の実施園（43園…公立：13園（全園）、民間30園）
- ・障がい児保育実施保育所の割合 48%（中核市 31/41市（平成25年度行政水準調査））
- ・**18歳未満障がい者の保護者アンケート：現在の悩みは「将来のこと」が3障害すべてで最多**

- ・希望では**プライベート時間の優先の割合が高い**が、**現実**はプライベート時間の優先の割合は低く、**仕事時間の優先の割合が高い**。
- ・**子どもの出産前後に離職した人の約5割が「保育サービスや職場の環境が整っていれば就労を継続」**
- ・育児休業制度は制度が整ってきており、育児休業の取得状況は増加傾向

- ・女性正社員の就業継続の状況
- ・＜出産後も継続就業する割合＞ 平成20年度は約4割、平成25年度は約5割
- ・＜妊娠や出産を契機に退職する割合＞ 平成20年度は約3割、平成25年度は約2割＝減少はしたが、依然として妊娠・出産を契機に退職している現状

- ・平日に定期的に利用したい教育・保育サービス
- ・幼稚園や認可保育所、認定こども園などの利用意向が高い。
- ・土曜日、日曜日・祝日に定期的に教育・保育サービスを利用したい人の割合はあまり高くないが、月に1～2日利用したい人の割合：土曜日21.44%、日曜日・祝日13.6%

- ・日頃子どもを預かってもらえる人がいない世帯が**1割強**
- ・小学生の放課後の居場所 **子どもの家・留守家庭児童会**の利用希望が高い。
- ・**子どもの出産前後に離職した人の約5割が「保育サービスや職場の環境が整っていれば就労を継続」**

- ・子育てに関して**不安感や負担感**を感じる人が約5割
- ・**子どもの数の理想は「3人」、予定は「2人」**
- ・＜自由記載の理由＞ 「**高齢のため次の妊娠が望めない**」、「**不妊治療が必要であるため**」が少なくない。

- ・出産後1年の母親の14%は「絶望的に感じたことがある」若い母親ほどその傾向がみられる。
- ・母親の「1歳の子に対する気持ち」で、「子どものことが腹立たしく嫌な気持ちになる」3%、20歳未満の母親では7%（環境省全国調査）

- ・ひとり親世帯の主な収入 児童扶養手当、就労収入
- ・**世帯の年間総収入** ひとり親世帯共通 **年間収入100～300万円未満が主** <比較>国民生活基礎調査（平成24年度） 全国世帯平均 548万円、児童のいる世帯平均 697万円
- ・ひとり親になった当時困ったこと
- ・ひとり親世帯に共通して割合が高いもの＝「**子どもの世話や教育**」 次いで、母子世帯と寡婦世帯では、「**仕事のこと**」、「**収入が減ったこと**」 父子世帯では、「**仕事のこと**」、「**家事のこと**」
- ・仕事と子育ての両立に関する悩み 「**体力的・精神的に疲れている**」、「子どもと接する時間が少ない」、「**子どもが急病でも仕事を休めない**」

- ・ひとり親家庭が子育てに関して**希望する支援策** 母子世帯、父子世帯ともに、「**子どもが病気のときに子どもの世話をしてくれる人や場所**」 次いで、母子世帯では、「**子どもの家等の保育時間の延長**」、「**求職中でも保育所に入所できること**」。父子世帯では、「**子どもの病気回復期に子どもの世話をしてくれる人や場所**」、「**子どもが病気のときに保育所等に迎えに行ってくれる制度**」
- ・ひとり親家庭が資格や技能の取得に関して希望する支援策 「**訓練受講等に経済的援助が受けられること**」、「**費用負担の少ない職業・技能講習会が開かれること**」、「**訓練・講習などが受講しやすくなること**」
- ・ひとり親家庭が相談や情報提供に関して希望する支援策 「**様々な場所で情報提供されること**」、「**就職や生活に関する相談が1箇所ですぐ受けられること**」

- ・子育てに関して**不安感や負担感**を感じる人が約5割
- ・子育て支援サービスの利用意向
- ・就学前児童の保護者 <保育所・幼稚園や認定こども園の**園庭等の開放**> や「児童館」の利用意向が高い。
- ・小学生の保護者 <子育て総合**情報**サイト「宮っこ子育て応援ナビ」や「保健センターの**情報・相談サービス**」の利用意向が高い。

- ・地域での活動（子ども会や育成会の行事など）は、**中学生になると参加が大きく減少** 中学生においては、部活動への参加等、生活スタイルや休日の過ごし方などが、小学生と比べて大きく変化しているためと考えられ、地域との関わりが少なくなっている状況がうかがえる。
- ・不良行為の状況（この1年間にしたこと） **すべての年台において、「人に会うのがいやで1日中自分の部屋に引きこもった」と回答している割合が高く、未成年で「酒を飲んだりタバコを吸った」が約3%あった。**
- ・子ども家庭支援室で取り扱った**児童虐待通告状況**：変動があるものの**100件前後で推移**
- ・「**イライラして子どもにつらくあった経験**」ほとんどの人に経験がある。

- ・親子で外出の際に困ること（多いもの） <就学前児童の保護者> 「**トイレが親子利用に配慮されていない**」、「**小さな子どもとの食事の場所がない**」 <小学生の保護者> 「**暗い通り**などが多い」、「**歩道や信号がない通り**が多い」

- ・子育て支援に、「**子どもを対象にした犯罪・事故の軽減**」を有効と感じる人 就学前の児童の保護者 7.8%、小学生の保護者では17.3%
- ・「**子育てしやすい住居や環境面の充実**」を有効と感じる人 就学前の児童の保護者 29.6%、小学生の保護者 30.4%

課題のまとめ

1. たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援

- (1) 子どもの成長に必要な様々な直接体験活動の促進や自己肯定感の醸成のために、居場所や地域活動など、子どもの健全育成環境の充実
- (2) すべての子どもが学校教育における基礎的な学力を身につけるための学びの支援や家庭の経済状況等に左右されないよう教育の機会均等を図るための支援を推進
- (3) 自立に困難を抱える若者の就労等社会的自立に向けた支援の充実

2. 子どもの心豊かで健やかな成長の支援

- (1) 子育ての不安・負担の軽減や疾病や虐待の予防のため、乳幼児期における子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実
- (2) 次代を担う青少年の育成のため、身体的・精神的な発達や変化が著しい学童期や思春期に、体力の向上や健康や性、妊娠に関する正しい理解など、心身ともに健やかに成長できる支援

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」の推進

- (1) 子育てと仕事の両立に向け、女性が就労を継続しながら安心して妊娠・出産・子育てするための、企業における働きやすい職場環境づくり促進の支援
- (2) 子育てと仕事の両立に向け、働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画促進の支援

5. すべての子育て家庭への教育・保育サービスの充実

- (1) 子育てと仕事の両立のため、地域の需要に応じた教育・保育サービス量を確保し、待機児童を解消する
- (2) 子どもの健やかな発達や健康のため、教育・保育サービスの質の向上に向けた取組の推進
- (3) すべての子育て家庭を支援するため、多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実と効果的な周知

8. 家庭や地域における養育力の向上支援

- (1) 地域における子育て支援の充実や地域との関わりがもてるよう、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進
- (2) 子育ての不安・負担の軽減とともに、より安心して子育てができるよう、身近なところでの子育ての相談支援体制の充実および効果的な情報の発信
- (3) 子どもの人格形成の基礎をつくり、豊かな人間力を養うための「家庭」における養育力の向上支援
- (4) 児童虐待やいじめの問題など、子どもの権利や人権が侵害されず、尊重される社会の実現のため、子どもの権利を守る環境づくり

3. 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育ての支援

- (1) 将来の自立と自己実現につながるような子どもの時期からの適切な支援
- (2) 子どもの頃から共に学び、遊び、育っていける子どもや家族にとって身近な地域における支援
- (3) 子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援
- (4) 「共生社会」の実現のための社会全体での障がい理解に向けての支援

6. 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実

- (1) 妊娠・出産に対する心理的・体力的負担を減らし、安心して子どもを生み育てるため、妊娠初期の健康管理から産後のケアまでの推進
- (2) 望まない妊娠を避けるため、計画的な妊娠などの妊娠に関する正しい知識の習得・理解の支援
- (3) 子どもを望み、不妊に悩む夫婦に対して、希望が叶うよう、心理的・経済的支援

7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

- (1) ひとり親家庭の生活基盤の安定のための「就労支援」の充実
- (2) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立のための「子育てや生活面での支援」の充実
- (3) ひとり親家庭への支援策の利用促進のための相談機能の充実や情報提供等の取組の推進

9. 子どもが安全・安心に暮らせる環境整備

- (1) 子どもや子育て家庭が安心して暮らし、気軽に外出ができるよう、子育てバリアフリーに向けた取組の推進
- (2) 子どもや子育て家庭が安全に暮らせるよう、交通安全・防犯対策等の子どもの安全を守る取組の推進

プラン改定に向けた 施策の方向性（次回検討）

1 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援が必要

2 子どもの心豊かで健やかな成長の支援が必要

3 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育ての支援が必要

4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた「働き方改革」の推進が必要

5 すべての子育て家庭への教育・保育サービスの充実が必要

6 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実が必要

7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実が必要

8 家庭や地域における養育力の向上支援が必要

9 子どもが安全・安心に暮らせる環境整備が必要